

指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則及び障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第18号

指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則及び障害福祉サービスの事業の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

(指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第1条 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(就労) 第177条 (略) 2 (略)	(就労) 第177条 (略) 2 (略) <u>3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。</u>
(賃金及び工賃) 第178条 (略)	(賃金及び工賃) 第178条 (略) <u>2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</u>
<u>2・3</u> (略) 4 <u>第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</u>	<u>3・4</u> (略) 5 <u>第3項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</u> 6 <u>賃金及び第3項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</u>

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第182条 (略)

(準用)

第183条 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第86条から第92条まで、第144条及び第145条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第183条に

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第182条 (略)

(運営規程)

第182条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第178条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

(準用)

第183条 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第86条から第88条まで、第90条から第92条まで、第144条及び第145条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30

において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第183条において準用する第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第183条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第183条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第59条中「前条」とあるのは「第183条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第183条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第183条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第183条において準用する第88条」と、同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第183条において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第183条」と、第89条中「第92条」とあるのは「第183条において準用する第92条」と、第92条中「前条」とあるのは「第183条において準用する前条」と読み替えるものとする。

条」とあるのは「第182条の2」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第183条において準用する第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第183条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第183条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第59条中「前条」とあるのは「第183条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第183条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第183条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第183条において準用する第88条」と、同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第183条において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第183条」と、第92条中「前条」とあるのは「第183条において準用する前条」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第2条 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理者の資格要件) 第70条 (略)	(管理者の資格要件) 第70条 (略) <u>(運営規程)</u> 第70条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げ

(規模)
第71条 (略)
(就労)
第77条 (略)
2 (略)

(賃金及び工賃)
第78条 (略)

る事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第78条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

(規模)
第71条 (略)
(就労)
第77条 (略)
2 (略)

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。
(賃金及び工賃)

第78条 (略)
2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしな

2・3 (略)

4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

(準用)

第83条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条まで、第33条、第35条、第40条、第44条から第48条まで及び第52条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第83条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第83条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第83条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第83条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第83条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第17条中「前条」とあるのは「第83条において準用する前条」と読み替えるものとする。

なければならない。

3・4 (略)

5 第3項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

(準用)

第83条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条まで、第33条、第40条、第44条から第48条まで及び第52条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第83条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第83条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第83条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第83条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第83条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第17条中「前条」とあるのは「第83条において準用する前条」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。